

2024年度簡易版

# 社会福祉士団体補償制度 のご案内

この保険は、都道府県社会福祉士会 個人向けの補償制度です。

## 賠償責任保険制度

社会福祉士(専門職)としての賠償責任を問われた場合の補償制度です。

この補償制度は、社会福祉士の業務内容と雇用形態により、5つのプランがあります。

都道府県士会員が任意加入

後見人業務以外の社会福祉士としての業務を補償

【Aプラン】  
(勤務型)

【Bプラン】  
(独立型名簿登録者限定)

【Dプラン】  
(フリー型)

ぱあとなあ登録者が全員必須加入

後見人業務を補償

【Cプラン】  
(成年後見業務限定)

ぱあとなあ登録者かつ  
未成年後見人養成研修修了者は全員必須加入

未成年者後見人業務を補償

【Eプラン】  
(未成年後見業務限定)

👉 詳細は3ページをご覧ください。

👉 詳細はホームページの概要説明をご覧ください。

## 4つの補償制度

👉 詳細は5ページをご覧ください。

日常生活のあらゆるリスクに備える補償制度です。

業務上の賠償責任保険以外の4つのプランがあります。

傷害補償  
I・II・III型

医療補償  
A1・A2・A3・A4プラン

休業補償  
Sプラン

弁護士費用補償  
Lプラン

保険期間：2024年6月1日(午後4時)～2025年6月1日(午後4時)の1年間

本年度の加入申込締切：2024年5月15日(水)〈必着〉


### 中途加入の取扱いについて

毎月15日(必着。15日が土日・祝祭日の場合は前営業日)とし、翌月1日(午後4時)を保険責任開始日として、中途加入可能です。

加入日	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1
加入締切日	6/14	7/12	8/15	9/13	10/15	11/15	12/13	1/15	2/14	3/14	4/15

# 賠償責任補償制度 全プランの概要説明

社会福祉士の業務遂行に伴い、万一の不測の事態により法律上の損害賠償責任を負われた場合などに補償する制度ですが、会員さまの業務内容・雇用形態により、加入するプランが異なります。

 後見人業務以外の社会福祉士業務もされている方は、C・Eプランのみでは補償対象外となりますので、任意加入A・B・Dプランいずれかに併せてご加入を推奨しております。

## ● 都道府県社会福祉士会会員 任意加入

### 【Aプラン】

(勤務型)

病院や福祉施設、福祉事務所などに勤務されている皆さま専用のプランです。



### 【スーパービジョンオプション】

スーパービジョンの実施に起因する事故を補償の対象に追加するオプションです。



### 【Bプラン】

(独立型名簿登録者専用)

独立して事業をされている方のうち「独立型社会福祉士名簿」へ登録されている皆さま専用のプランです。

(スーパービジョンオプションは基本補償)



### 【Dプラン】

(フリープラン)

独立して事業をされている皆さま、勤務しているが、勤務以外の社会福祉士業務もされている皆さま、「業務委託契約」契約などで職員として勤務されている皆さま専用のプランです。

(スーパービジョンオプションは基本補償)



## 現金オプション

受託する現金・貴重品に対する損害賠償責任を補償の対象に追加するオプションです。

## ● 「ばあとなあ」登録者全員加入

### 【Cプラン】

(成年後見業務限定)

「ばあとなあ名簿」に登録のある方限定プランです。ばあとなあ名簿登録者は全員加入です。現金オプション(後見人業務限定)は基本補償です。


## ● ばあとなあ登録者かつ未成年後見人養成研修の修了者全員加入

### 【Eプラン】

(未成年後見業務限定)

未成年後見人養成研修の修了者かつ「ばあとなあ名簿」に未成年後見人候補者として通期登録された方限定プランです。追記登録者は全員加入です。

 ばあとなあ登録者または養成研修修了の皆さまはCプラン・Eプランへそれぞれ自動的に全員加入となります。都道府県社会福祉士会から提供のばあとなあ名簿登録情報を元に手続きをいたしますので、ばあとなあ登録者の皆さまのご加入手続きは不要となります。

 Cプラン(後見人業務限定)では、被後見人の買い物・掃除・洗濯等の家事労働や、外出の付き添い・送迎・荷物の運搬等は、単なる事実行為になりますので、身上監護業務に含まれません。

# 4つの補償制度の概要説明

日常生活を補償する、団体割引で加入できる保険です。4つの補償制度は組合せは自由にお選びいただけますが、お選びいただく型やプランによっては「個人賠償責任」と「弁護士費用」の補償が重複することがあります。重複してご加入いただいても、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。リスクをカバーする補償が重複がしないように組み合わせでご加入をご検討ください。

## ● 都道府県社会福祉士会に所属する皆さま 任意加入

### 傷害補償

I・II・III型

改定

弁護士費用は弁護士だけではなく、補償が広がり、弁護士・司法書士・行政書士への相談費用および書類作成費用も補償対象となりました。

死亡・後遺障害

入院・通院費用

個人賠償責任補償

弁護士費用\*

\*III型のみ

### 休業補償

Sプラン

改定

健康状態の告知事項の質問数が減り、過去の病歴に関する質問事項の緩和されましたので、より加入しやすくなりました。

ぜひご検討ください。

所得補償

### 弁護士費用補償

Lプラン

改定

弁護士費用は弁護士だけではなく、補償が広がり、弁護士・司法書士・行政書士への相談費用および書類作成費用も補償対象となりました。

弁護士費用

ケガ(死亡・後遺障害)

個人賠償責任

### 医療補償

A1・A2・A3・A4プラン

改定

健康状態の告知事項の質問数が減り、過去の病歴に関する質問事項の緩和されましたので、より加入しやすくなりました。

ぜひご検討ください。

入院・通院・手術費用

先進医療等費用

個人賠償責任補償\*

携行品損害\*

\*A3・A4プランのみ



傷害補償・医療補償・休業補償については、国内外・業務中・業務外いずれの場合であっても、補償対象となります。弁護士費用補償については、国内・業務外の場合のみ、補償対象となります。(国内・業務中の弁護士費用については、賠償責任保険の訴訟費用保険金にて補償対象となります。)

# 社会福祉士賠償責任保険制度

(社会福祉士特約付業務過誤賠償責任保険)

## Aプラン(勤務型)・Bプラン(独立型名簿登録型)・Dプラン(フリー型)

### 社会福祉士賠償責任保険制度とは

社会福祉士の後見人業務以外の業務遂行に伴い、万一の不測の事態により法律上の損害賠償責任を負われた場合などに補償する制度で、皆さまが安心して業務に従事できる環境を整える目的で開発されたものです。公益社団法人日本社会福祉士会が皆さまを代表して契約者となり、保険会社と団体契約を行う、補償制度です。

#### 社会福祉士は、専門職業人として、法律上の損害賠償責任を負う場合があります。

「社会福祉士」は他の専門職と同様に、専門職としての固有の責任を問われることがあります。他の専門職として医師・看護師などの医療従事者や弁護士・司法書士などの法曹資格者などがあげられますが、これらの方はそれぞれの専門職賠償責任保険制度があります。

「私は施設に勤務しているので、私が事故を起こしても施設側が使用者責任を負うのだから私には責任はおよばない。」とか、「私はボランティアで相談に乗っているだけだから、責任は発生しない。」ということにはなりません。社会福祉士個人は「社会福祉士」という専門職として専門的知識・経験を有しているため、社会福祉士個人が法律上の損害賠償責任を負わされる場合があります。

#### 賠償請求を行うのは社会福祉士ではなく、相手方です。

仕事などは全てが完璧なわけではなく、大小問わずミスはつきものです。社会福祉士本人としては重大なことではないと考えていても、賠償請求は利用者やその関係者が起こすものです。実際に請求を受けた場合、本人に責任がない場合は「責任がないこと」を反論していく必要があります。また、「損害賠償訴訟には勝った、でも弁護士費用は自己負担。」では社会福祉士個人の生活を守ることはできません。そのために備える保険が必要です。

### 補償内容について

#### <社会福祉士賠償責任保険について>

被保険者(保険の補償を受けられる方で、社会福祉士の皆さまとなります。以下同様です。)が、日本国内で社会福祉士としての業務遂行に起因して法律上の損害賠償責任を負担されること(次に掲げる場合にかぎり)によって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に損害賠償請求された場合にかぎり。

- 業務遂行責任……………業務上(※1)の事故または施設の所有、使用または管理(注)により発生した他人の身体の障害(※2)または財物の損壊(※3)について法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 人格権侵害賠償責任……………業務上(※1)の行為に起因する人格権侵害について法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 個人情報漏えい賠償責任…業務上(※1)取り扱う個人情報の漏えいに起因して法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 経済損害賠償責任……………業務上(※1)の行為に起因して発生した他人の経済損害について法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 受託物賠償責任……………業務上(※1)被保険者が占有・使用・管理する他人の財物(現金・通帳・キャッシュカードなどを除きます。(※4))の損壊(紛失・盗難・詐取を含みます。)について、正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合

(※1)社会福祉士としての業務をいいます。なお、Aプランの場合は、雇用関係のある企業での業務中に限定されます。

(※2)傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(※3)財物の滅失、損傷または汚損をいいます。

(※4)現金オプションにご加入いただいた場合、補償対象となります。

(注)施設の所有、使用または管理による事故は、Aプランでは対象外です。(B・Dプランのみ対象。)

#### <現金オプションにご加入の場合>

##### ○受託現金・貴重品賠償責任

業務上被保険者が占有・使用・管理する他人の現金・通帳・キャッシュカードなどが盗難・損壊・紛失・詐取されたことにより、その現金・通帳・キャッシュカードなどについて正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合

#### <スーパービジョンオプションにご加入の場合>

スーパービジョンオプションは、Aプランでは雇用関係のある企業での業務中に限定していた補償範囲に、勤務外のスーパービジョンを追加するものです。なお、スーパービジョン中に係る保険金額は、Aプランの賠償責任保険金額に同じです。



## 保険金をお支払いする主な事故例

次のような事故が発生した場合に保険金をお支払いします。



- 要介護者と接触し、転倒させてしまい、要介護者の足が骨折し損害賠償請求を受けた。(業務遂行・対人賠償)



- 相談業務のため、利用者宅を訪問した際、棚にあった花瓶を落とすてしまい、損害賠償請求を受けた。(業務遂行・対物賠償)



- 利用者の名前を誤って公表してしまい、プライバシーの権利の侵害だとして利用者から損害賠償請求を受けた。(人格権侵害)



- 行政より一人住まい老人の訪問調査を受託し、名簿を受け取ったがその名簿を電車で置き忘れ、取得した第三者により悪用され、損害賠償請求を受けた。(個人情報漏えい)



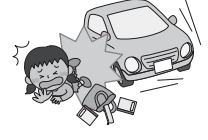
- 各種書類の申請を失念し、利用者自己負担を発生させてしまった。(経済損害)



- 利用者から預かっていた財物を破損させてしまった。(受託物賠償)



- 公共料金の支払いを依頼され、利用者から預かった通帳が何者かに盗まれ、お金を引き出された。(現金オプション加入の場合)



- 被保険者が交通事故にあい、亡くなられた。(ケガの補償)

## 保険金額について

<基本補償> (保険期間1年)

補償内容			保険金額			
			Aプラン	B・Dプラン		
賠償責任保険	業務遂行	対人賠償責任	1事故	1億円	1億円	
		対物賠償責任	1事故	1,000万円	5,000万円	
	人格権侵害		期間中	100万円	100万円	
	個人情報漏えい賠償責任		期間中	100万円	100万円	
	経済損害賠償責任		期間中	100万円	200万円	
	受託物賠償責任		期間中	100万円	100万円	
費用	対人見舞費用		期間中	3万円	3万円	
	初期対応費用		期間中	100万円	100万円	
傷害総合保険*			死亡・後遺障害		5万円	5万円

※上記以外に費用保険金をお支払いします。詳しくは詳細版パンフレットの「お支払いする保険金の種類」をご覧ください。

\* (団体割引20%、職種級別A級適用)

<現金オプション>

受託現金・貴重品賠償責任 (現金・キャッシュカード・通帳の盗難など)	期間中	100万円
---------------------------------------	-----	-------

## 掛金(制度運営費300円が含まれます。)について

<基本補償>

	Aプラン	Bプラン	Dプラン
年間掛金 (保険料+制度運営費)	2,800円	3,850円	12,250円

<スーパービジョンオプション>

	Aプラン	Bプラン	Dプラン
年間掛金 (保険料)	750円	セットできません。 (補償されています。)	

<現金オプション>

	Aプラン	Bプラン	Dプラン
年間掛金 (保険料)	500円		

スーパービジョンオプションは、Aプランでは施設などの勤務中に限定していた補償範囲に、勤務外のスーパービジョンを追加するものです。なお、スーパービジョン中に係る保険金額は、Aプランと同じです。

※制度運営費は、口座振替の手数料、パンフレットなどの作成料、郵送料の一部に充当させていただきます。

## 中途加入時の掛金について(Aプラン、Bプラン、Dプランの掛金には制度運営費300円が含まれます。)

加入日	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1
加入締切日	6/14	7/12	8/15	9/13	10/15	11/15	12/13	1/15	2/14	3/14	4/15
Aプラン	2,600円	2,400円	2,180円	1,970円	1,760円	1,570円	1,360円	1,140円	940円	740円	540円
Bプラン	3,560円	3,260円	2,960円	2,660円	2,370円	2,080円	1,780円	1,490円	1,180円	890円	600円
Dプラン	11,260円	10,260円	9,270円	8,260円	7,270円	6,280円	5,280円	4,290円	3,290円	2,290円	1,300円
スーパービジョン	690円	630円	560円	500円	440円	380円	310円	250円	190円	130円	60円
現金オプション	460円	420円	370円	330円	290円	250円	210円	170円	120円	80円	40円

※中途加入の場合、毎月15日(必着。15日が土日・祝祭日の場合は前営業日)までに書類が到着した場合につきましては、その月の翌月1日からの補償開始となります。

## Aプランご加入時にご注意ください

【雇用関係について】

施設に勤務しており労働法上に定める雇用契約がある場合に「Aプラン」にご加入いただけます。ただし、「業務委託契約」などの形で職員として勤務している場合は「Dプラン」にご加入いただけます。

# 傷害総合補償制度 (弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)

国内・国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※)をされ入院された場合や、通院された場合等を補償します。また、日常生活における法律上の賠償責任・法律相談費用の補償で暮らしに「安心」をご提供します。

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

## この保険の特長

保険料は、団体割引15%を適用しています。

●1日だけ入院・通院でもOK!日帰り入院でもOK!

●傷害事故のケガによる入院に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

●傷害事故発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

**NEW** ●Ⅲ型の弁護士費用はこれまでの弁護士費用に加え、司法書士・行政書士への相談費用および書類作成費用も補償対象となりました。

保険金額および掛金(制度運営費100円が含まれます。)

(保険期間:1年間、天災危険担保特約、団体割引15%、職種級別A級)

プラン名称	I型	II型	III型
死亡・後遺障害	334,000円	169,000円	1,078,000円
入院日額(ケガ)	3,000円	5,000円	8,000円
通院(ケガ)	1,000円	3,000円	5,000円
個人賠償責任	1億円	1億円	3億円
弁護士費用(自己負担割合10%)	なし	なし	通算100万円限度
法律相談・書類作成費用(自己負担額1,000円)	なし	なし	通算5万円限度
掛金(月払)	800円 (保険料700円+制度運営費100円)	1,500円 (保険料1,400円+制度運営費100円)	3,000円 (保険料2,900円+制度運営費100円)

# 弁護士費用補償制度 (弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)

**NEW** これまでの弁護士費用に加え、司法書士・行政書士への相談費用および書類作成費用も補償対象となりました。

## 1 弁護士費用補償 ※社会福祉士としての業務に従事中の事故は対象外です。

被保険者の範囲:被保険者ご本人

国内補償(※)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

### 次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人 お子さま

次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

#### ① 人格権侵害 (※2)(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめや誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



#### ② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



#### ③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



(※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2)人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。

トラブルの当事者



被保険者ご本人

次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

#### ④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



#### ⑤ 離婚調停 (※2)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

保険金額および掛金

(保険期間:1年間、団体割引15%、職種級別A級)

補償内容 (保険金の種類)	プラン名称 Lプラン ① + ② + ③	
	保険金額	
基本補償	① 弁護士費用補償	通算 100万円 限度
	② ケガの補償	通算 5万円 限度
	③ 個人賠償責任補償	100万円
	1回の事故につき1億円 限度	
掛金(月払)	※掛金には制度運営費100円が含まれます。	
	940円(保険料840円+制度運営費100円)	

# 医療補償制度 (新・団体医療保険 (医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険) + 傷害総合保険)

国内・国外において、病気(精神障害を含みます。)やケガにより入院された場合や、三大疾病(がん(悪性新生物)、急性心筋こうそく、脳卒中)により通院された場合などを補償します。また、携行品の損害や日常生活における法律上の賠償責任の補償でくらしに「安心」をご提供します。

## この保険の特長

保険料は、団体割引 15%を適用しています。

●1日だけでもOK! 日帰り入院でもOK!

※入院基本料をお支払いされた場合が対象です。日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

●ケガ、三大疾病の場合、通院だけでも保険金をお支払いします。

●疾病の場合は730日(通算1,000日限度)、ケガの場合は1,000日までの入院を補償します。

●精神障害による入院等も補償します。

●告知書のご記入のみで、医師の診査は不要です。(加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。)

●天災(地震、噴火またはこれらによる津波)によるケガも補償します。

## 保険金額および掛金(制度運営費200円が含まれます。)

保険期間1年、団体割引15%、職種別A級、天災危険補償特約セット、「新・団体医療保険」のみ手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

プラン名称		A1プラン	A2プラン	A3プラン	A4プラン	
保険金額	入院保険金日額(ケガ・病気)	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	
	手術(ケガ)	入院中の手術	50,000円	100,000円	50,000円	100,000円
		外来の手術	25,000円	50,000円	25,000円	50,000円
	手術(病気)	<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術：入院保険金日額の20倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍				
	通院保険金日額(ケガ)	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	
	通院保険金日額(三大疾病)	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	
	先進医療等費用(ケガ・病気)	200万円	200万円	200万円	200万円	
	携行品損害(自己負担額3,000円)	—	—	期間中限度額 30万円	期間中限度額 30万円	
	個人賠償責任	—	—	1億円	1億円	
	月払掛金(うち保険料)	0~24歳	1,760円(1,560円)	3,280円(3,080円)	2,080円(1,880円)	3,600円(3,400円)
25~29歳		1,950円(1,750円)	3,660円(3,460円)	2,270円(2,070円)	3,980円(3,780円)	
30~34歳		2,100円(1,900円)	3,970円(3,770円)	2,420円(2,220円)	4,290円(4,090円)	
35~39歳		2,220円(2,020円)	4,180円(3,980円)	2,540円(2,340円)	4,500円(4,300円)	
40~44歳		2,290円(2,090円)	4,320円(4,120円)	2,610円(2,410円)	4,640円(4,440円)	
45~49歳		2,560円(2,360円)	4,880円(4,680円)	2,880円(2,680円)	5,200円(5,000円)	
50~54歳		2,960円(2,760円)	5,660円(5,460円)	3,280円(3,080円)	5,980円(5,780円)	
55~59歳		3,690円(3,490円)	7,140円(6,940円)	4,010円(3,810円)	7,460円(7,260円)	
60~64歳		4,540円(4,340円)	8,830円(8,630円)	4,860円(4,660円)	9,150円(8,950円)	
65~69歳		6,050円(5,850円)	11,840円(11,640円)	6,370円(6,170円)	12,160円(11,960円)	
70~74歳	8,480円(8,280円)	16,700円(16,500円)	8,800円(8,600円)	17,020円(16,820円)		
75~79歳	11,000円(10,800円)	21,740円(21,540円)	11,320円(11,120円)	22,060円(21,860円)		

# 休業補償制度 (所得補償保険)

万が一ケガや病気で就業不能となられた場合、加入口数に応じて月々の所得を1年間を限度に補償します。

## この保険の特長

●保険料は、団体割引 15%を適用しています。

●就業不能が1か月以上になった場合、ご希望により1か月単位で保険金をお支払いすることもできます。

●健康状態告知書のご記入のみで、医師の診査は不要です。

※「健康状態告知書」には、事実をありのままに正確にご記入ください。

※告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●仕事中からレジャー中まで、国内外でのケガや病気による就業不能について保険金をお支払いします。 ●保険金支払対象期間は最大1年間です。

●通算支払限度日数は1,000日です。 ●自動更改方式となっておりますので、次年度以降、毎年更新の手続きをしていただく必要はありません。

## 保険金額および掛金

### 掛金(月払・1口あたり)

※掛金には、制度運営費100円が含まれます。

**600円** (保険料500円+制度運営費100円)

← 中途加入時も毎月の掛金は同額となります。

### ●所得補償額(1口あたりの月額)

※職業が社会福祉士(職種別1級)の保険料です。【保険期間1年、団体割引15%、支払対象外期間7日間、対象期間1年間、精神障害補償特約セット】

プラン名称	年齢	満20歳~満24歳	満25歳~満29歳	満30歳~満34歳	満35歳~満39歳	満40歳~満44歳	満45歳~満49歳	満50歳~満54歳	満55歳~満59歳	満60歳~満64歳	満65歳~満69歳
Sプラン	所得補償月額	74,000円	65,000円	53,000円	42,000円	33,000円	28,000円	24,000円	23,000円	22,000円	18,000円



パンフレット・資料請求書はホームページ(<https://www.sonpo.co.jp/u-beru/>)にもございます。

## (株)ウーベル保険事務所 宛

この用紙をFAXかメール添付送信にて受付いたします。

電話での受付はしていません。お含みおきください。

【FAX番号】03-3553-8553 / 【メール】[csw.u-beru@sonpo.co.jp](mailto:csw.u-beru@sonpo.co.jp)

# 社会福祉士会団体補償制度 資料請求書

(記入日: 20 年 月 日)

会員番号	
氏名	(フリガナ)
ご住所	(フリガナ) 〒 -
ご連絡先	TEL: - - FAX: - -
ご希望加入時期 (必ず✓をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 今年度中途加入____月1日から加入希望(加入希望月を記入ください) <input type="checkbox"/> 次年度6月1日から加入希望 <input type="checkbox"/> 加入は未定で、パンフレットのみ送付希望
ご請求保険種類 (必ず✓をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 賠償責任保険Aプラン(勤務されている方) <input type="checkbox"/> 賠償責任保険Bプラン(独立型名簿登録者) <input type="checkbox"/> 賠償責任保険Dプラン(都道府県社会福祉士会所属の上記以外の方) <input type="checkbox"/> 医療補償制度 <input type="checkbox"/> 休業補償制度 <input type="checkbox"/> 弁護士費用補償制度 <input type="checkbox"/> 傷害総合補償制度
その他連絡事項など	

### 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者の対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●このちらしは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

### 補償内容・加入状況・加入手続きに関してのご相談窓口

●取扱代理店

### 株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル8階

TEL: 03-3553-8552 FAX: 03-3553-8553

【受付時間】平日の9:15~17:15

(12/30~1/4を除きます。)

【HP】<http://www.sonpo.co.jp/u-beru/>



【社会福祉士会会員専用メールアドレス】[csw.u-beru@sonpo.co.jp](mailto:csw.u-beru@sonpo.co.jp)

### 保険商品自体の相談・苦情・連絡窓口

●幹事引受保険会社

### 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-5137

【受付時間】平日の9:00~17:00(12/31~1/3を除きます。)

(引受保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
(社会福祉士賠償責任保険制度のみ)